

答 申

第1 審査会の結論

長野県知事が行った後述の第2の2の非公開決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 令和4年(2022年)12月28日、審査請求人は、長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。)に基づき、次のとおり公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

(1) 上田高等学校が令和4年4月1日から令和4年6月30日までの間に、学校保健安全法又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく結核健康診断を生徒を対象に行った結果として、上田保健所に令和4年7月10日までに提出があった感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第27条の5第1項各号に関する資料一式

(2) 公立大学法人長野大学が令和4年4月1日から令和4年6月30日までの間に、学校保健安全法又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく結核健康診断を学部学生を対象に行った結果として、上田保健所に令和4年7月10日までに提出があった感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第27条の5第1項各号に関する資料一式

2 令和5年(2023年)1月19日、長野県知事(以下「本件実施機関」という。)は、本件請求について、「公開請求のあった公文書を作成し、又は取得していないため」との理由により、本件請求に係る公文書の非公開決定(以下「本件決定」という。)を行った。

3 令和5年1月26日、審査請求人は、本件実施機関に対して、本件決定の取消し及び新たに公文書を公開するとの裁決を求めて、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書により行った主張は、おおむね次のとおりである。

上田高等学校及び公立大学法人長野大学は、感染症法等の規定に基づき、結核に係る生徒の定期健康診断を行い、その結果を、管轄保健所長を経由して都道府県知事に報告しなければならないこととされている。

長野県知事に報告がされていないとすれば、上田高等学校や公立大学法人長野大学

が感染症法等の規定に抵触している状態であり、合理的でない。資料を定期的に提出していないということは、到底信じがたい。よって、新たに対象文書を特定し、公開するべきである。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が理由説明書及び意見陳述により行った主張は、おおむね次のとおりである。

本件請求に係る公文書は、本件請求において指定された期日である「令和4年7月10日」時点において、上田高等学校及び公立大学法人長野大学から提出されていないため、不存在として決定した。

なお、上田高等学校から、結核健康診断実施報告書（令和4年度実施）は、令和4年7月15日に、公立大学法人長野大学から令和5年5月11日に、それぞれ上田保健所に提出されている。

第5 審査会の判断理由

1 本件決定の妥当性について

審査請求人及び本件実施機関双方の主張を検討したところ、請求人が求める公文書は、本件請求において指定された期日以降に対象機関から提出されたと実施機関が主張しており、令和4年7月10日時点において取得していないことから、不存在を理由とする非公開決定をしたという本件実施機関の説明に不自然な点はない。

よって、本件実施機関が行った本件決定は、妥当である。

2 審査請求人及び本件実施機関のその余の主張について

審査請求人及び本件実施機関のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

令和5年（2023年）	2月2日	諮問
	2月16日	理由説明書受領
	7月31日	本件実施機関からの意見聴取及び審議
	9月12日	審議
	11月28日	審議終結